

事業者各位



令和6年度 製造業 職長等安全衛生教育 及び 建設業 職長・安全衛生責任者教育 開催のご案内

一般社団法人 西工業会
大阪西労働基準協会
事業者登録番号
T4700150023560

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。会員事業場の皆様におかれましては、日常の安全衛生活動の推進に、日々ご尽力いただいていることと存じます。

さて、労働安全衛生法第60条により、事業者は、職場における労働災害防止の要となる「職長又は労働者を直接指導、監督する者」で、新たに当該職務を行うこととなった者に対して、**職長等安全衛生教育**を実施するよう義務付けられています（一部の業種は除く）。

また、**請負業務の多い建設業、造船業**においては、請負人の職長は同法第16条に基づく「安全衛生責任者」として専任されることが多く、厚生労働省は**職長等安全衛生教育**と併せ**安全衛生責任者教育（2時間相当）**を実施するよう義務付けられています。

つきましては、標記の安全衛生教育の講習会を下記のとおり開催いたしますので、この機会に、是非受講されますようご案内申し上げます。

なお、**本年度の講習会**につきましては、定員の削減等により会場での『3密』を避け、換気の実施等の措置を講じて実施いたしますので、受講の際はご理解とご協力をお願いいたします。

記

- 1 講習日時

1日目	令和7年5月8日（木）	8時50分～16時10分
（※1日目、職長・安全衛生責任者教育の受講者は18時30分まで）		
2日目	5月9日（金）	9時00分～16時30分

※講習当日、発熱、咳などで体調が思わしくない場合は、速やかに大阪西労働基準協会（TEL06-7652-8221）にご連絡をいただき、無理せずに受講の見合わせをお願いいたします。
- 2 講習場所

堺労働基準協会	研修室（旧大和産業ビル2階）
	堺市堺区中安井町3-4-11
	電話（072）-233-5396
	南海高野線「堺東」駅から南へ徒歩12分
- 3 講習内容

1) 職長教育（労働安全衛生法第60条に基づく科目）
①作業方法の決定及び労働者の配置に関すること。
②労働者の指導・監督の方法に関すること。
③労働災害防止のために必要な事項で、厚生労働省令で定めるもの。
2) 安全衛生責任者教育（平成18年5月12日付基発第0512004号参照）
①安全衛生責任者の職務等
②統括安全衛生管理の進め方
- 4 受講料金

1名様（税込、受講料とテキスト代）
製造業 職長等安全衛生教育
会員 14,900円 [10%対象 内消費税 1,354円]
非会員 16,800円 [10%対象 内消費税 1,527円]
建設業 職長・安全衛生責任者教育
会員 18,200円 [10%対象 内消費税 1,654円]
非会員 20,500円 [10%対象 内消費税 1,863円]
- 5 定員 30名
- 6 申込締切日 令和7年4月30日（水）（定員になり次第締め切ります。）

- 7 申込方法 「申込書」に必要事項をご記入のうえ、西工業会へメール (info@nis.or.jp) または FAX (06-6582-2645) で送付してください。
- 8 受講料納入 受講料の納入は申込締切日までに、銀行振込をお願いします。
(関西みらい銀行 堀江支店 普通口座 8504 口座名 大阪西労働基準協会)
※振込手数料は申込者の負担になります。
「受講票」は大阪西労働基準協会より送付いたします。
- 9 その他 ①全科目修了者には、「修了証」を交付します。
②申込締切日以降の取り消し及び欠席者の払い込み受講料は、原則として返戻できませんので他の適任者と交替されることをお勧めします。
③感染拡大防止のために欠席される時は、協会事務局までご相談願います。

以上